

ドイツ語圏の猟区制度

森林総合研究所

平 川 浩 文

1990年、科学技術庁長期在外研究員としてイギリスの森林研究所に滞在したおり、大陸ヨーロッパを旅する機会に恵まれた。そこで、スイス・フランス・ドイツ・オーストリアの関係者を尋ね、各国の狩猟制度について取材を行った。ドイツ語圏諸国の狩猟制度については、オーストリア・連邦林業研究所の Stagl 博士とドイツ・ミュンヘン大学の W. Erlwein 博士に、制度の概要と問題点について語ってもらった。事前の下調べも充分でなく、短時間に拙い英語を介して得た知識で、内容的には聞きかじりの範囲を越える物ではないが、取材内容については、イギリス帰国後メモに基づいて原稿をまとめ、先方へ送ってチェックして頂いた。猟区制度についての入門的な紹介として読んで頂ければ幸いである。森林管理のシステムも絡めながら報告したい。

1. 猟区制度の概要

ドイツ語圏諸国（ドイツ、オーストリア、およびスイスの一部）の狩猟制度は、猟区制度（ドイツ語で Revierjagd System, 英語で territory hunting system）と呼ばれている。猟区（Revier）は狩猟と狩猟動物の基本的な管理単位であり、それぞれ 150 から 2,000ha 程の面積からなる。農地や林地の所有者は、屋敷や放牧地等、一定の高さのフェンスや壁で囲まれている土地を除いて、すべてを猟区として提供する義務がある。1 所有者の持つ土地が大きい場合には、その所有地だけで単一猟区を形成できるが、小

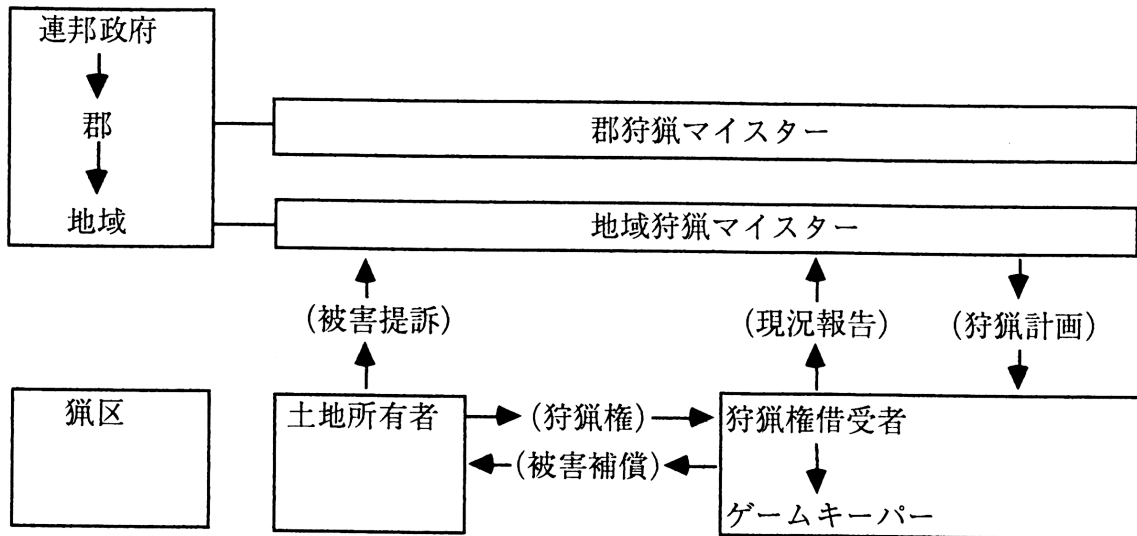
面積（150ha 以下）の土地所有者は他の所有者の土地と併せて 1 猟区とする。

猟区の狩猟権は土地所有者から個人あるいは法人に貸与される。狩猟権を借り受けた個人あるいは法人は、同時に猟区内における狩猟動物の管理に対する全責任（後述）を負わなければならない。この義務を果たすために、狩猟権借受者は狩猟を職とするゲームキーパー（狩猟動物管理者）を雇用しなければならない。小面積の猟区はいくつか集まって一人のゲームキーパーを共有できる。しかし、大面積猟区（たとえば 900ha 以上）では常勤のゲームキーパーを一人確保することが義務づけられている。

狩猟権借受者は、狩猟権を手にすると同時に、大きな義務を背負う。その義務には、狩猟計画の実行、狩猟動物による被害の土地所有者への補償、狩猟動物のセンサスおよびその結果の「地域狩猟マイスター」(Verzirksjaeger-Meister)へ報告である。地域狩猟マイスターは、その担当地域内の猟区の狩猟権借受者の監督・指導を行う立場にあり、各地域の狩猟者の中から投票で選ばれる。狩猟計画は、狩猟動物個体数の推移や被害の現状を考慮して、地域狩猟マイスターによって立案される。

狩猟権の貸与期間は 6 年から 10 年である（ドイツでは 10 年、オーストリアでは郡によって異なる）。狩猟権の貸与は各地域の狩猟者の入札により決められる。貸与料は、都市に近い猟区や狩猟動物の質が高い（いい獲物の得られる）猟区では、高くなる傾向がある。

猟区制度概念図



2. 猟区制度と狩猟

歴史的にみれば、狩猟は貴族のたしなみであり、狩猟権は前世紀に貴族から土地所有者に移行したというものの、狩猟はいまだにきわめて高い社会的地位を保っている。このため、多くの人が狩猟には金を惜しまない。狩猟権借受者は自らが狩猟を楽しむだけでなく、友人やビジネス相手を狩猟に招待してもてなすことができる。狩猟権借受者は、さらに個人の狩猟者に狩猟権を孫貸しすることができる。

狩猟権借受者でない狩猟者が狩猟を楽しむためには、2つの方法がある。一つは、狩猟権借受者から狩猟権を孫貸ししてもらう方法である。この場合、たとえば、ウィーン郊外では100haのノロジカ生息地に1年間30,000オーストリアシリング（約30万円）を、ドイツでは1頭のアカシカ雄につき2,000ドイツマルク（15万円）を払うと言うような方法をとる。もう一つの狩猟を楽しむ方法は、狩猟権借受者から招待を受けることである。このため、友人やビジネス相手を狩猟に招待することは、大変価値の高いもてなしとなる。

狩猟権の借り受けは、狩猟の楽しみを得る代わりに、大きな経済的負担と責任を伴うため、一部の裕福な狩猟者にのみ許された特権である。

しかし、高い貸与料で個人の狩猟者に狩猟権を孫貸ししたり、狩猟に招待することでビジネスがうまく運べば、高い貸与料を払っても見合うということもあるらしい。

一方、上述のように地域狩猟マスターが決定した狩猟計画（狩猟頭数）を、狩猟権借受者は実行する義務がある。しかし、これを怠っても罰則規定はない。一見矛盾するようだが、一般に狩猟権借受者は狩猟動物の数を減らしたくない。これは、その主たる関心が、自分の猟区を狩猟のためできるだけ魅力あるものにするところだからである。いい猟区を持つことが彼らの名誉なのである。一方、農家や林業家は被害が問題となれば、地域狩猟マスターに対してその補償や狩猟頭数の増加を求めることができる。しかし、その要求は狩猟者の強い政治力のために正当に扱われないことが多い。補償のために被害を査定したり、狩猟頭数を決定する地域狩猟マスターは、彼自身がまた狩猟者であり、その決定は狩猟者に有利になりがちである。

狩猟者になるための資格審査は非常に厳しい。ドイツでは初めての受験者の40から50%が審査に通らない。大学で林学を専攻する学生は、狩猟者資格を取ることが卒業するための必修科目となっている。したがって、大学出のフォレス

ターはまた狩猟者でもある。

3. オーストリアとドイツの違い—森林管理と狩猟管理

オーストリアは9つの郡からなり、これがさらに地域に分かれている。郡には「郡狩猟マイスター」、地域には「地域狩猟マイスター」と呼ばれる狩猟責任者がおり、それぞれ狩猟者によって投票で選ばれる。各郡はそれぞれ異なる狩猟法を持ち、狩猟制度の細かい点は郡によって異なっている。

一方、オーストリアの森林には国、連邦、郡、私、教会、共同体の所有形態がある。500haを越える森林では森林官を、700haを越えると学土の森林官、2,000haを越えると森林マイスターを置かなければならない。郡の森林責任者は森林監督官（Forst-Aufsichtsdienst）、地域のそれは地域森林官（Verzirks Forster）と呼ばれており、このようにオーストリアでは、森林と狩猟の管理組織は地域以上のレベルでは並行的である。

ドイツには、連邦有、州有、私有の森林があるが、連邦有林はわずかにすぎない。アルプス地方では90%、バイエルンや北部低地ドイツで30%を占める州有林については、営林署長が狩猟権をも保有しており、この場合、狩猟動物による被害と林業との対立関係は弱いらしい。なぜなら、狩猟動物管理は林業志向になるからである。

以上が、主な取材内容であるが、少し注釈と考察を加えたい。

4. 猟区制度の機能

上述のように、古くから狩猟の伝統があるドイツ語圏地域には確固とした狩猟制度がある。しかし、あらゆる制度と同様、それは完全なものとはいえない。たとえば、狩猟動物管理に必ずしも現代的な意味での「科学的な裏付け」があるわけではなく、被害と狩猟をめぐる狩猟者と土地所有者の対立の上で、適度の狩猟活動

が成立しているのが現状であると言った方がよい。このバランスには、政治的力関係が大きく左右し、賄賂等も横行するらしい。ただ、猟区制度はこうした対立を不完全ながらも吸収する事で機能してきたと考えた方がいいだろう（制度とはそもそもそうしたものであるのかもしれない）。

猟区制度の大きな特徴は、一定の地域ごとに狩猟者個々人に狩猟動物の管理を委ねていることである。一見、狩猟者に狩猟動物の管理を預けてしまうことは、その保護の上で危険なようにも思われるが、上でも見たように実際は逆で、狩猟者は狩猟動物の保全に大いに熱心なのである。猟区制度のもとでは、本来土地所有者の手にある狩猟権を狩猟者に委ねることによって、むしろ狩猟者と土地所有者との間に動物の数をめぐって対立関係が生じている。日本では、被害を受ける農家や林家と加害する動物を狩猟する狩猟者との間には共通利益があると考えられているのに対して、必ずしもそうではないのは興味深い。狩猟に限らず、再生産可能な資源に対して、それを利用しようとする者は基本的にサステナブルに利用しようとするものである。これを阻むのはその利用に対して、他者との競争関係が生じたときなのである。とった者勝ち、早い者勝ちの状況では、どんなに規制の網を掛けても資源枯渇に至りがちなことが漁業資源管理の数理解析（ゲーム理論）からも示されている。猟区制度で、自らの楽しみを支える資源に対する管理責任を、それが起こす被害に対する補償とを併せた形で、狩猟者自らに預けているのはうまい方法である。

5. 猟区制度の背景—狩猟の社会的な地位

ドイツ語圏の狩猟制度を考えると、忘れてならないのはその社会的地位の高さである。

狩猟者となる（資格を得る）ことそのものが難しく、高いソーシャルステイタスとなっている。狩猟者であることは誇るに足ることなのである。狩猟活動そのものに対する社会的な認知

があることは言うにまたない。ドイツ・オーストリアで狩猟者登録数が人口に対してどの位の比率を占め、またその年齢構成などがどのような動向を示しているのか、近年の自然保護思想の高まりに対して、狩猟を見る社会の目に変化が見られるかどうか、なども興味深いところであるが、そこまでは取材が及ばなかった。

取得に大変なお金がかかる狩猟権の社会的位置づけを理解するためには、卑近なところで日本のゴルフ会員権を想像するといいかもしい。自分の楽しみとしてだけでなく、ビジネス等の接待にも用いられているのはまさに同じである。ドイツでは狩猟に対する需要も大きい。国内供給だけではまかないきれず、多くの狩猟者が海外にまで狩猟に出かけている。その先は、ポーランドを初めとする近隣諸国だけでなく、イギリスやカナダ・アメリカにまで及んでいる。イギリス林野庁ではレインジアーが狩猟ガイドを有料で行っているが、その顧客の大半はドイツ人だということであった。また、狩猟動物の代表であるシカ類の肉に対する需要もドイツでは大きいようだ。イギリス林野庁でレインジアーの射止めたシカの肉は業者の手を経てほとんどがドイツへ輸出されているときいた。このように、ドイツの狩猟活動はヨーロッパの中でも特異的に大きな比重を占めているらしい。

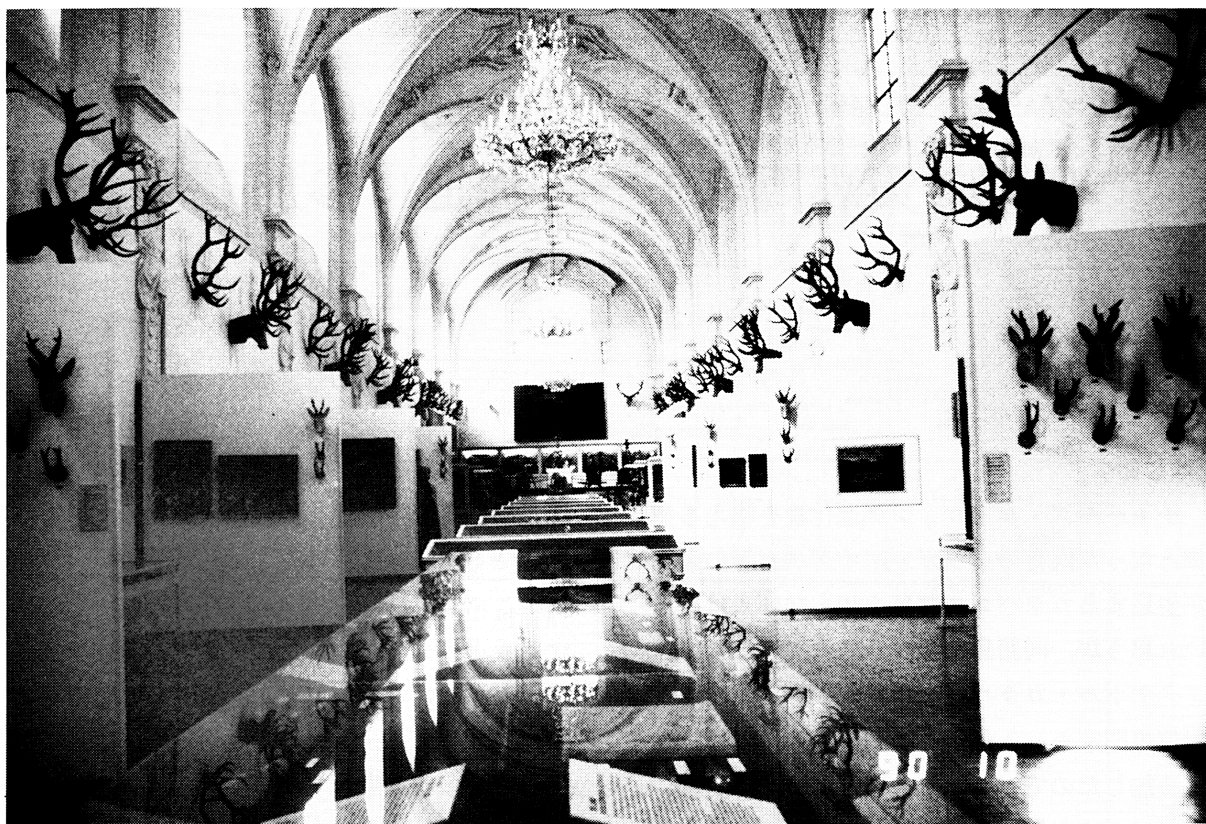
ただし、狩猟の社会的な地位の高さは必ずしもドイツ語圏に限ったことではないかもしれない。というのは、数年前、パリに事務局のある国際的な狩猟者団体の大会が日本で開催された折、フランス大使館でレセプション・パーティが行われ、その冒頭でフランス大使が挨拶し、自分が本国でいかに狩猟を楽しんでいるかを誇らしげに紹介した。独断かもしれないが、これをみて私が感じたのは、狩猟はフランスでは伝統文化の一つとして高く位置づけられているのではないかということである。例えば、お茶や生け花の国際団体が外国で会議を開いたとすれば、日本大使館がレセプションパーティを主催することも理解できるのではないだろうか。

6. 日本での狩猟—ドイツ語圏の狩猟と比較して

日本での狩猟をどう捉えるべきか、私にはそれを論じる背景的な知識は十分ではないが、少なくとも現代日本の中で狩猟の社会的地位はあまり高くないように感じられる。狩猟という活動をどう捉えるか、どう社会的に位置づけていくか、自然保護の問題とも絡めながら、今後、様々な立場から論議していく必要があるだろう。

日本では、自然保護の波を一方的に受ける形で、狩猟登録者の数は減少の一途である。若い人々が狩猟に入っていないためだときく。これでは、こうした議論が進む前に、狩猟活動そのものが衰退してしまう可能性もある。一番の原因としては日本では狩猟に対してしっかりした社会的な認知がなされていないことがあるように思う。野生動物を人の楽しみや利益のために殺すことの是非という難しい課題や銃猟に伴う危険の問題もあるが、それはともかく、狩猟が単に私的な活動ではなく、高度に社会的な活動であり、それらが社会の負託を受けた形で行われれば社会に貢献するという認識とそのための体制を早急に整える必要があるかもしれない。狩猟者の意識改革ももちろん必要であろうが、社会の啓発も同時に押し進めていく必要があるのではないだろうか。そうでなければ、狩猟が市民権を得ることは難しい。

ドイツ語圏に限らず、ヨーロッパでは狩猟者団体が積極的に狩猟動物の研究を行っている。日本で狩猟動物を含む野生動物の研究者は自然保護的な関心から研究に入った人々が大半で狩猟には関心も経験もない一方、狩猟者の方では狩猟動物の保全にはあまり関心を払わず、ほとんど自然の恵みに依存した収奪的な姿勢に終始してきたように思える。日本では山懐が深く、資源管理を考えなくても資源枯渇の心配がなかったためかもしれない。いずれにせよ、日本ではこのように野生動物の研究者と狩猟者がほとんど接点を持たずにきたのに比べると、ドイツを初めとするヨーロッパの状況は対照的である。



ミュンヘンには狩猟者団体の運営する大きな狩猟博物館があり、その壁と言う壁すべてにアカシカやノロジカのトロフィー（頭部標本）がえんえんと並べられているのは壮観である（写真）。展示から、独自の研究所を持ち、渡り鳥については北アフリカの越冬地まで出かけて研

究を行っていることが伺われた。こういったところにも、狩猟者の持つ誇りと狩猟の深い伝統が感じられた。

取材に快く応じてくださった Stagl 博士と W. Erlwein 博士に感謝したい。